## 被災者生活再建支援業務に係る ガイドラインの提供及び 被災自治体に向けたサポートの取組について

平成28年9月29日新潟県

# 新潟県では過去の経験を踏まえ、 新たな取り組みを実施

- ◇被災者生活再建支援業務
- 2004年新潟県中越地震
  - 十分な応援体制が組めなかった
  - 県の調整に不十分な点があった
  - 被災者への支援について公平性・納得性を得ることへの注力ができていなかった
  - →県内市町村が標準的に取り組むためのガイドラインづくり
- ◇県外災害への応援派遣体制
- 2007年能登半島地震
  - 県・県内市町村の応援調整に統一的かつ明示的な方針がなかった
  - →「にいがた」が1つにまとまっての応援・支援体制の実現

生活再建支援業務(被災者台帳の構築)に係る共有のルールを業務実施方法までに落とし込む「県単位のガイドラインを作成」

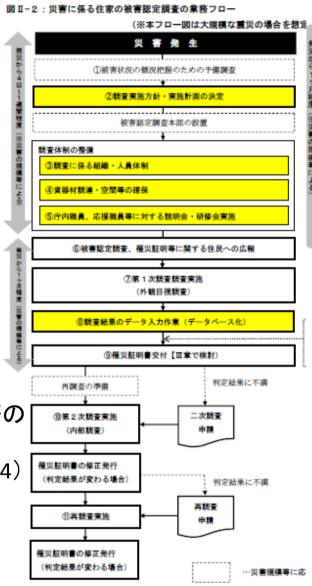
東京都、新潟県、岩手県が実現

大規模災害時における被災者生活再建支援業務
の実施体制整備に関するガイドライン
(素徴集「微災者合便の遅入検対ワーキング」観音章)

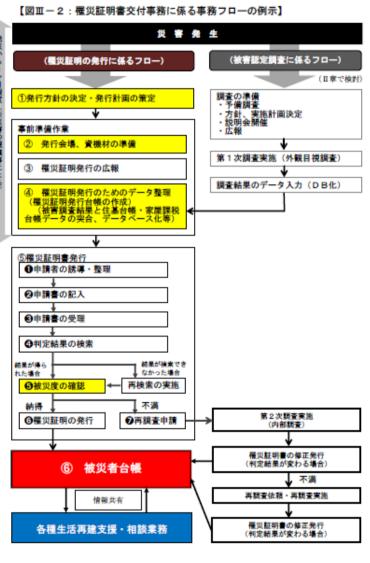
平成 27 年 4 月
新潟県防災局
(被災者台帳の導入検討ワーキング)

大規模災害時における 被災者生活再建支援業務の 実施体制整備

に関するガイドライン(H27.4)



住家の被害認定調査



罹災証明書交付事務

業務フローの検討・整理

チームにいがた合同支援体 制基本方針 (H27.4)

「チームにいがた合同支援体制運営マニュアル」の策定 →県、市町村、民間団体が相互に連携して、県外の被災地を支援

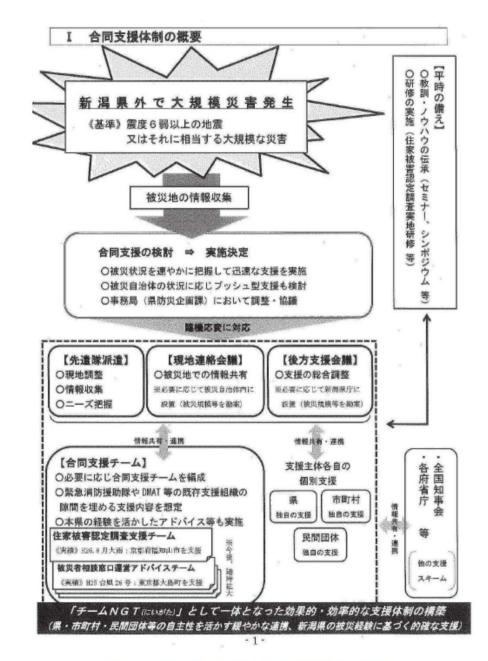


図1 新潟県と市町村の合同支援体制の概要

出典:新潟県(2015)「チームにいがた合同支援体制運営マニュアル」1頁

# 過去の被災地で実現できなかったこと「統一基準に基づく生活再建の実現」

## →熊本地震では「全県」で実現を!

#### H28熊本地震 生活再建支援連携体 (産官学民連携支援チーム)

学 学 官 共 官 官 新潟大 新潟県 日本法制 静岡大学 京都府 東京都 災害• 学会 復興科学 情報学部 市町村 生活再建 市町村 区市町村 研究所 支援 研究会 チーム にいがた

代表機関:防災科学技術研究所

活動内容:ガイドライン・人的物的資源・研修・システムツール提供

#### 熊本県 南 南 熊 美 冏 甲 嘉 益 宇 合 菊 御 菊 玉 玉 大 冏 小 蘇 名 里 志 島 本 城 城 土 陽 津 船 東 地 佐 蘇村 玉 市 市 市 市 市 町 町 町 町 町 町 町 町 町

## 被災者生活再建支援連携体(産官学支援チーム)との協働におけるチームにいがた参加自治体の活動全体像

110 12 1 11				• •						<b></b>								17.	,,, ,-																			<u> </u>	• •			`_				•	120
			4															5																													
   支援内容	参加自治体	延べ人	. 16	17	18	19 2	20 2	1 2	2 2	3 2	4 2	5 2	6 2	7 2	8 2	9 30	0 1	1 2	2 3	4	5	6	7	7 8	3 9	) 1	0 1	1 1:	2 1:	3 14	1 15	5 16	6 17	7 18	8 1	9 2	0 2	21 2	22 2	23 2	24	25	26	27	28 2	29 3	30 31
又抜內谷	多加日心体	数	±	B	月	火	水 ;	木 슄		± E	i F	1	人力	k 7	t 3	E ±	= 	]   F	引火	く カ	<   <b>*</b>	全	E S	E E	3 5	د ا	<u>ر</u> ا	k オ	金	t i	E	I F	ا ا	:   水	K 7	木	£ :	± i	B	月!	火	水	木	金	±	目.	月火
①全体フレーム構築	新潟県	3人		つカバ	、県と 一県 日会開	<b>への</b>	説印	1																																							
②家屋被害認定調 査体制構築支援	新潟県、柏崎 市、小千谷市	8人								〇諱	智金	会開	方法  催 、益	等		三城市	<b>†</b> >																				000000000000000000000000000000000000000										
③システム活用に 関する助言	新潟県、柏崎 市	5人																	も助言 阿蘇																												
④罹災証明発行体 制構築支援	新潟県	9人	,										•罹	災証	E明多	発行:	事務	統則	機器 明会 機器											町村	>																
⑤罹災証明発行集 中支援	新潟県、小千 谷市、見附市、 燕市	13人																														個	別市	町木	すご	うの! とに 大津!	支援	爱		甲佐	生町	、益	城田	「、宇	城市	ī>	
	新潟県、上越市、新発田市、 阿賀野市、見 附市、五泉市	14人											(			支害: :県庁		語	<u>ት</u>	翟災	証明	発行	テに	関す	る=	ı—)	レセン	ノター	-対ル	ប៊																	
⑦南阿蘇村災害対 策本部体制構築支 援	新潟県	4人							東京	害対: (都と ()蘇木	連携				築																																
8南阿蘇村家屋被 害認定調査支援	新潟県、五泉 市、上越市、長 岡市、群馬県、 埼玉県	20人														次調 南阿			る調査	<b>查</b> 員	派遣	<u> </u>																									
⑨宇城市家屋被害 認定調査支援	魚沼市	2人																		1次 <宇			<b>查</b> 員	派	皇																						
⑩全国知事会現地 事務局業務支援	新潟県	21人		•事系	知事 務局活 援要請	動詞	己録			局業	務才	支援																																			

## チーム新潟支援内容まとめ①

生活再建支援業務にかかる全体フレームの構築

- 1. 熊本県との調整
  - ▶過去災害の実態やシステム活用について説明
  - ▶東京都や京都府と連携(同様の考え方に基づく支援)
  - ▶熊本県がシステム活用方針を決定(4月20日)
- 2. 熊本県内市町村への説明
  - ➤家屋被害認定調査、罹災証明、生活再建支援に至る 業務全体の流れ
  - ▶システムの内容、活用方法 等
- 3. 応援カバー県への説明
  - ▶新潟県の取組について説明、理解を得る

# チーム新潟支援内容まとめ②

## 生活再建支援業務の具体的実施

1. 建物被害認定調査の実施

(◇マネジメント関連、◆具体的な業務支援)

- ◇調査体制構築支援
- ◇調査体制や業務運営方法等について助言〈南阿蘇村、益城町、宇城市〉
- ◆調査員の派遣 南阿蘇村<五泉市、上越市、長岡市、三県知事会(新潟県、群馬県、埼玉県) 宇城市<魚沼市>
- 2. 建物被害認定調査結果のデータ化
  - ◇調査結果データ化ルーティーンの構築<益城町、甲佐町、御船町>
  - ◆業務支援者の派遣
- 3. り災証明書発行
- ◇り災証明発行体制構築支援
- ◇罹災証明発行及び生活再建支援業務へのシステム活用方法等について助言
- ◇業務説明会やシステム操作研修の実施
- ◇各市町村の状況を確認し、機器の設置、会場レイアウト、業務全体のマネジメント等助言
- ◆罹災証明発行集中支援
- ◆罹災証明発行のピーク時に個別市町村ごとに集中的に支援<南阿蘇市、大津町、御船町、甲佐町、宇城市>
- 4. 生活再建支援業務の管理
- →発災後1か月半を経て本格化
- ◇業務管理の必要性への理解を得るための助言

## 参考①業務実施体制の構築支援

- 家屋被害調査⇒罹災証明書⇒被災者支援といった、一連の業務の全体像や、その業務量、必要な作業内容等を説明するとともに、 庁内横断的な組織体制の構築を助言
- 家屋調査や罹災証明書交付の実施方針等に係る助言 (例)罹災証明書の交付方法、様式等

### マネジメントチームの立ち上げを支援(益城町)





# 参考②システムの構築・運用等支援







## 参考③建物被害認定調査の支援

各市町村における家屋調査の開始、罹災証明書交付開始等のスケジュールに合わせて、個別に研修会や、業務の説明を実施

町長指示で町の全課長が受講



## 参考4)建物調査結果・データ登録支援

各市町村における家屋調査の開始、罹災証明書交付開始等のスケジュールに合わせて、個別に研修会や、業務の説明を実施



## 参考(5)り災証明書発行支援

①発行計画、②発行会場の選定、③発行会場レイアウト、④研修会・ミーティングの実施、⑤発行支援、等を総合的に実施



# 今後に向けて

生活再建支援業務を効率的かつ公平性を目指して実施するためには、被災県・市町村ならびに応援県・市町村が共通の枠組みを持つことが必要

## 具体的には・・・

- 業務の標準化
- 運用ルールの統一化
- 業務手順の統一化
- ハード・ソフト面の支援ツールの統一的整備
- 研修・訓練の実施
- 生活再建支援業務全体に対する「総合的なガイドライン整備」「業務手順の整理」「データ共有や支援協定実現のための協議会の設置」「合同研修・訓練の場が必要」